

## 平成25年度 第2回人事委員会会議結果

### 1 開催日時

平成25年5月10日（金）午前10時～11時30分

### 2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

### 3 出席者

#### 【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	中原都
委員	荒濱健太郎

#### 【事務局職員】

事務局長	森谷邦彦	次長兼任用課長	稲田将
給与課長	新高謙一	係長	遠藤公亮
係長	向井京子	係長	有岡博己
係長	河村淳		

【傍聴者】 なし

### 4 議題

議案第1号 人事委員会告示の一部改正について

議案第2号 人事委員会通知の訂正について

報告第1号 2013年度賃金労働条件に関わる要求書について

### 5 議事の公開・非公開

公開とした。

### 6 議事

#### 1 議案第1号

人事委員会告示の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

以下のとおり人事委員会告示の一部を改正しようとするもの。

① 告示の名称  
選考により採用又は昇任させる職（平成 18 年鳥取県人事委員会告示第 1 号）

② 概要

知事部局では、陸上養殖の振興に向けて、優良な養殖用種苗の提供体制の確立を急いでいるが、水産種苗生産技術は非常に高度な技術であり、本県で当該技術を有する職員は実質 1 名である（養殖漁業に係る種苗生産技術について研究する者は限られており、水産職として採用された職員のうち大学で種苗生産の経験があるものはほとんどいない。）。

水産種苗生産技術の職は、その専門性が高く、競争試験による能力実証が困難となるおそれがあると考えられるため、その採用は選考によることとし、新たに「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として定める。

③ 施行期日

平成 25 年 5 月 14 日

2 議案第 2 号

人事委員会通知の訂正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

以下のとおり人事委員会通知を訂正しようとするもの。

① 訂正を行う通知の名称

鳥取県に提出する書類の押印の見直しに伴う関係人事委員会規則等の整備について  
（平成 23 年 12 月 6 日付第 201100132359 号鳥取県人事委員会委員長通知）

② 訂正理由等

（1）これまでの経緯

<改正の元となる通知>

住居手当の運用について（昭和 49 年 12 月 26 日付発鳥人委第 162 号）

<改正通知①>

住居手当の運用について」の一部改正について（平成 21 年 12 月 22 日付第 200900146098 号鳥取県人事委員会委員長通知）

《鳥取県人事関係法令集に未反映》

○改正の内容

自宅に係る住居手当の廃止に伴い、別紙第 1 住居届備考 2 を削る等の改正。

<改正通知②> … 誤り

鳥取県に提出する書類の押印の見直しに伴う関係人事委員会規則等の整備について（平成 23 年 12 月 6 日付第 201100132359 号鳥取県人事委員会委員長通知）

《鳥取県人事関係法令集に反映済》

○改正の内容

各種手当の届出を行う職員が氏名を自署する場合には、氏名欄の押印を省略することができることとしたことに伴い、「住居手当の運用について」の他、関係する人事委員会通知を当該整備通知で一括して改正。

○誤りの内容

改正通知①で改正される以前の内容をもとに、改正通知②の案を作成・付議し、発出した。

（2）原因及び再発防止策

平成 22 年度の鳥取県人事関係法令集の編集の際に改正通知①の内容を同法令集に反映させることを失念していたため生じたものであり、再発防止のため、今後は複数の目で議案や人事関係例規データベース等の確認を行い、規則・通知等の発出や反映状況について一層の確認・チェックを行う。

(3) 処理方針（案）

誤りのある改正通知②について、議決後、委員長名の訂正通知を発出し、各任命権者に周知を図るとともに、鳥取県人事関係法令集を改めて、正しい通知内容を反映させる。

【質 疑】

委 員

誤りを訂正することはよい。あとは他に誤りがないかという点。

前の年度の改正等は、翌年度の法令集に全部反映させることになっているのか。

事務局

前年度の改正内容を一括して業者に法令集の加除をお願いしている。

前年度の改正を一括して依頼したはずだったが、その中から漏れている改正通知があった。

委 員

業者にはどのような形式で原稿を渡しているのか。

事務局

発出した改正通知をそのままお送りするような形としている。

委 員

加除漏れ等を防止するために、改正通知の綴りみたいなものがあればよいのでは。

事務局

それも一法である。今は各通知ごと、年度ごとに簿冊をまとめているが、年度が変わり、担当者の異動があると改正案件を失念するおそれがある。

委 員

業者に渡すための改正通知等の綴りを用意しておいて、なおかつ、年度当初に業者に出す前にもう一度チェックするようなやり方にしないとイケないのかもしれない。

事務局

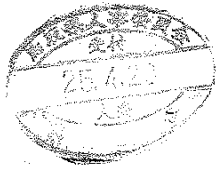
おっしゃるとおりである。あるいは、委員会に諮った議案でチェックするという方法もある。

チェックの方法はいろいろあるので、今後検討し、再発防止に努めたい。

3 報告第1号

2013年度賃金労働条件に関わる要求書について、事務局が説明した。

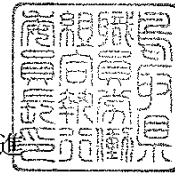
【説 明】



2013年4月23日

鳥取県人事委員会  
委員長 曾我紀厚 様

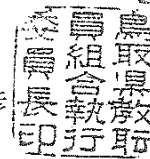
鳥取県職員労働組合  
執行委員長 井中 進



鳥取県現業公企職員労働組合  
執行委員長 上田 英樹



鳥取県教職員組合  
執行委員長 前田 厚彦



鳥取県高等学校教職員組合  
執行委員長 中 康昌



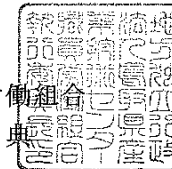
鳥取県教育委員会事務局職員組合  
執行委員長 小林 直樹



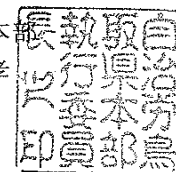
鳥取県非常勤職員労働組合  
執行委員長 安住 博幸



地方独立行政法人  
鳥取県産業技術センター職員労働組合  
執行委員長 木村 勝典



全日本自治団体労働組合鳥取県本部  
執行委員長 本川 博孝



2013年度賃金労働条件に関わる要求書

貴委員会におかれましては、地方自治の発展と、それを支える地方公務員の賃金労働条件の整備に日々ご精励のことと存じます。

私たち鳥取県に働く全ての地方公務員は、雇用形態に関わりなく、県民の負託に応え、豊かな地方自治と教育を創造するために励んでおります。

このたび、賃金労働条件の改善について、組合員の要望を下記の要求書に取りまとめました。

貴委員会におかれましては、地方公務員の労働基本権が剥奪されているが故に、労働条件整備に関わっていることを自覚していただき、要求実現のために代償機能を果たしていただけるよう要望します。

## 記

### 一 賃金改善の要求

- (1) 行政、教育、医療サービスの全国水準を担保するため、給与水準も同様に全国水準に合わせて改善すること。
- (2) 国家公務員の臨時特例に準じた県職員の給与削減に対して反対すること。
- (3) 人材確保が困難化している獣医師、薬剤師、看護師、教員等の待遇を改善すること。

### 二 賃金および雇用制度改善の要求

- (1) 臨時的任用職員について一時金の支給をはじめとした処遇を改善すること。また、非常勤職員についても同様な処遇改善するよう各任命権者に対して助言・要請をすること。
- (2) 非常勤職員について、任用期間が1年の者であっても、雇用期間に上限を定めないうよう各任命権者に対して助言・要請をすること。
- (3) 少数職種をはじめとする職位の整備を前進させるとともに、「人材育成、能力開発に向けた基本方針」にもとづいた公正な任用を行うよう各任命権者に対して指導すること。
- (4) 行政職係長を4級に格付けし、他の給料表適用職種についても均衡措置を講じること。
- (5) 介護休暇取得者に、育児休業制度と同等の昇給復元措置を講じること。

### 三 諸手当改善の要求

- (1) 月45時間を超える時間外勤務手当の支給率を150/100とすること。
- (2) 通勤手当を以下のとおり改善すること。
  - ア 交通機関等利用職員に対する通勤手当について、特急料金にかかる支給率を2/2とすること。
  - イ 自動車利用者に対する通勤手当について、駐車料金を含めた実費弁済とすること。

### 四 休暇制度改善の要求

- (1) 病気休暇制度を以下のとおり改善すること。
  - ア 現在1疾病180日間のクーリング期間について国に合わせて短縮すること。
  - イ メンタル疾患に関する休暇期間を180日へ延長すること。
- (2) 介護休暇の期間を1年に延長すること。
- (3) 育児時間を1日2回120分に延長し、小学校就学前までに拡充すること。
- (4) 自己啓発のための休業制度を整備すること。
- (5) 高齢者部分休業制度を速やかに制度化すること。
- (6) 不妊治療にかかる特別休暇を制度化すること。また、現行の病気休暇での適用基準を示すとともに取得しやすい環境を整備するよう各任命権者に対して指導すること。
- (7) 臨時的任用職員の休暇制度を拡充すること。あわせて、非常勤職員の休暇制度を拡充するよう各任命権者に対して指導すること。

## 五 職場環境改善の要求

- (1) 時間外勤務の具体的な縮減策を講じるよう各任命権者に対して指導すること。
- (2) 業務による健康被害の具体的な防止策を講じること。とくにメンタル疾患について、復職支援策の充実を図ること。
- (3) ハラスメントの発生を防止する具体策を講じるとともに、ハラスメント防止委員会が機能しているか検証すること。
- (4) 休職者の職場復帰支援策を改善すること。また、離職者の再採用制度を創設すること。
- (5) 誰もが利用できる短時間勤務制度を創設すること。
- (6) 職場の労働安全衛生が維持・向上するために必要な措置を講じるよう、各任命権者に対して指導すること。

## 六 高齢者雇用制度について

- (1) 年金使用開始年齢の引き上げに伴い、雇用と年金の接続をはかり、再任用を希望する職員の雇用が完全に確保されるよう制度設計を行うこと。また、組合と必要な協議を行い、一方的な制度設計としないこと。

### 【質 疑】 委 員

不妊治療に係る要求事項について国や他の地方自治体の状況を確認しておくこと。

一点わからないことがある。「一 賃金改善の要求(3) 人材確保が困難化している獣医師、薬剤師、看護師、教員等の待遇を改善すること」の中で教員とある。教員は人材確保が困難で、一方で、再雇用の要求事項のところでは、定数がないから進まないとか言われているとのこと。今の状況がどうなのか正確に把握しないといけない。

次回の委員会で当該要求に対する回答案を議論することとしたい。

7 次回の人事委員会の開催
---------------

平成25年5月22日(水)午前10時から開催することとした。